

津市生活困窮世帯学習支援事業実施要綱

平成27年5月25日訓第51号

改正 平成30年10月1日訓第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第7条第2項第2号の規定に基づく生活困窮者（法第3条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）である子どもに対し学習の援助を行う事業（以下「学習支援事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 学習支援事業の対象者は、本市の区域内に居住している生活困窮者と同一の世帯及び被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）と同一の世帯に属する中学1年生から中学3年生までの子どもとする。

(委託)

第3条 学習支援事業は、市長が適当と認める法人その他の団体に委託してこれを行うものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日訓第46号）

この訓は、平成30年10月1日から施行する。